

2020年11月12日

株式会社オーケーエム

代表取締役社長 村井 米男

問合せ先： 管理統括本部 0748-52-2131

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの信頼を高めると共に、会社の迅速・果敢かつリスクを勘案した意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、社是に示す「地域社会に貢献する」企業を目指し、経営の最重要課題の一つとして、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④ 議決権の電子行使のための環境整備】

当社は、すべての投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や英文での情報提供が必要であると認識しております。ただ、現在の当社株主の中で外国人投資家は極めて少ない状況であることから、今後の株主構成の動向を踏まえて、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。

【補充原則1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家のための環境整備】

現在当社の株主構成では、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家は少ない状況です。そのため、今後の株主構成の動向を踏まえて、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。

【補充原則3-1② 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社は、すべての投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や英文での情報提供が必要であると認識しております。ただ、現在の当社株主の中で外国人投資家比率は極めて少ない状況であることから、今後の株主構成の動向を踏まえて、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、複数の独立社外取締役の活用により、独立的な視点から取締役会の活性化や企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役の員数は3分の1未満ではありますが、現状において監督機能と助言機能は十分に機能していると認識しており、また監査等委員会を有効に機

能させることにより取締役会を監督しております。

今後、企業規模、業種拡大、会社を取り巻く環境等を総合的に勘案して体制強化に取り組んでまいります。

【補充原則4-11③ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、現在のところ取締役会の実効性にかかる具体的な分析や評価については行っておりませんが、毎年、取締役会の実効性向上や取締役会の改善点等について、取締役と社外取締役が適宜意見交換を実施しております。

当社は、株主との建設的な対話を通してステークホルダーの信任をいただけるよう対応しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、投資目的以外の目的での株式保有は、取引の維持・強化及び資本の安定のため、有力な手段の一つであると認識しております。

政策保有株式を持つに際しては、当社の成長に必要なかどうか、他に資金活用は無いかどうか等の観点で検証を行い、必要に応じて取締役会に諮ることとしています。

議決権行使に関わる具体的な基準は設けておりませんが、当社保有方針に適合するかどうか、発行会社の健全な経営や企業価値向上を期待できるかどうか等の観点で、賛否の判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役の近親者が実質的に支配する法人との利益相反取引及び競業取引は、取締役会において審議・決議することとしております。また、関連当事者間の取引に関し、当社が不利益とならない体制を整備しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金積立金の運用については、専門知識と経験を有する運用機関に委託しており、利益相反が生じないようにしております。

当運用のモニタリング機能を発揮するために、所管の担当者の育成に努め所管業務のレベルアップを図ってまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示に加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保するため、主体的な情報発信が重要であると認識しており、以下のとおり対応しております。

- (i) 当社の経営理念等を当社ウェブサイトに記載します。
- (ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンスに関する報告

書にまとめ開示します。

(iii) 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、定額の月額報酬と業績連動報酬で構成されております。

当報酬については取締役会で適正に評価し決定しております。さらに公平性・透明性を高めるため2021年3月期から任意の報酬諮問委員会を運用しており、取締役会は同委員会の答申を踏まえて報酬を決定いたします。

(iv) 代表取締役や取締役の選解任にあたっては、業績のみならずリーダーシップ、戦略策定能力、判断力等の定性的評価も勘案して決定しております。

また、2021年3月期からは、さらに公平性・透明性を高めるため任意の指名諮問委員会を運用しており、取締役会は同委員会の答申を踏まえて後継者の適性を評価いたします。

(v) 取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役個々の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1① 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定める事項を決定しております。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会決議や職務権限規程等により業務執行取締役及び執行役員との役割と責任を定めることで、取締役会で決議された業務執行事項は業務執行取締役及び執行役員が迅速に対処しております。

執行役員で構成する経営会議は社長執行役員が議長となり、経営会議規程に定める事項の決定を行い迅速な経営を実現しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しない者を独立性のある社外取締役と判断しております。

【補充原則4-11① 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、「パルプ製造販売事業」に精通した業務執行取締役及び取締役と、企業経営・会計・法務・労務等の分野における高い知見と経験を有する社外取締役で多様な専門性を有する取締役で構成されています。

取締役の選任にあたっては、業績、リーダーシップ、戦略策定能力、判断力等総合的に評価を行っております。

【補充原則4-11② 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役の兼任状況を株主総会招集通知、有価証券報告書等により毎年開示しております。取締役の兼任先は、当社子会社をはじめ合理的な範囲にとどまっており、当社取締役としての職務を適切に果たしております。

【補充原則 4-14② 取締役に対するトレーニングの方針】

取締役及び執行役員を対象とした研修会を定期的に行うとともに、社外取締役に対しては、当社の重要行事への参加や業務執行に係る社内会議への出席を通じて、当社事業の理解を深める機会を提供することを基本方針としております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、管理統括本部担当取締役がIRを統括しており、株主や投資家等との積極的な対話を通じて、経営方針等を説明することで、当社についての理解促進を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社クローバー通商	618,500	18.66
OKM従業員持株会	379,640	11.45
奥村 晋一	278,030	8.39
奥村 恵一	202,690	6.11
奥村 芳征	185,850	5.61
株式会社滋賀銀行	158,000	4.77
奥村 勇樹	113,440	3.42
奥村 俊慈	112,230	3.39
日本生命保険相互会社	100,000	3.02
須田 美奈子	80,810	2.44

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名（監査等委員である者を除く） 5名（監査等委員である取締役）
定款上の取締役の任期	1年（監査等委員である者を除く） 2年（監査等委員である取締役）
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
西村 猛	公認会計士												
杉野 博昭	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 猛	○	—	公認会計士及び税理士資格を有し財務・税務の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査・監督について十分な役割を果たすことを期待して監査等委員である社外取締役を選任しております。
杉野 博昭	○	—	上場会社の管理部門の取締役を経験しており豊富な経験と高い知見を有しており、当社の監査・監督について十分な役割を果たすことを期待して監査等委員である社外取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員のうち社内取締役1名が常勤しており、また内部監査室と連携し適切な情報収集が実施されているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社の監査体制は、監査等委員会による監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。</p> <p>監査等委員会と内部監査人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。</p> <p>監査等委員会と内部監査人は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。</p> <p>内部監査人と会計監査人は、会計監査人から監査等委員会へ監査報告をする場に内部監査人が同席し、会計監査人から指摘を受けた事項について内部監査人がそのフォローをするなど、内部監査を効率的・効果的に実施するために、コミュニケーションを深めております。また、会計監査人の監査報告の場以外においても、会計監査人の期中監査時に、内部監査人と監査等委員会の三者が合同で意見交換する場を設けており、適宜、情報交換を行うことで連携を保つこととしております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	1	1	2	—	—	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	1	1	2	—	—	社外取締役

補足説明

—

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や意識を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役員、従業員
-----------------	----------------------

該当項目に関する補足説明

役職員が、経営及び業績向上への参画意識を高めるとともに企業価値の向上に積極的に関与していくことを目的として、付与対象者を決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

—

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の報酬は、定額の月額報酬と業績連動する報酬で構成されております。当報酬については取締役会で適正に評価し決定をしております。

ます。さらに公平性・透明性を高めるため 2021 年 3 月期から任意の報酬諮問委員会を運用しており、取締役会は同委員会の答申を踏まえて報酬を決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートについては、管理統括本部が窓口となり、情報提供を適宜行っております。取締役会や監査等委員会の議題や資料を事前に配布し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会及び取締役

当社の取締役会は、取締役 9 名（社外取締役を含む）により構成されており、毎月 1 回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。なお、取締役のうち 3 名は監査等委員であり、監査等委員のうち 2 名は、独立社外取締役です。

b. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員 1 名、非常勤監査等委員 2 名の 3 名により構成されており、2 名が独立社外取締役であります。原則、毎月 1 回の監査等委員会を開催し、監査内容の共有を図っております。各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会と経営会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査部門の報告や関係者の聴取等により、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

また、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を 1 名選任しております。

c. 会計監査人

当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適切な監査が実施されております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

d. 内部監査

当社は独立した内部監査室を設置しており、内部監査人 1 名により全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。内部監査室は代表取締役社長直轄の部署として設置しており、監査の独立性を確保しております。

e. 経営会議

2018 年 11 月 14 日開催の取締役会で規程改正を行い、取締役会の下位に経営会議を会議体として設置

し、機動的な執行体制を確保するための仕組みの整備を行いました。当社の経営会議は、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員、執行役員、関連部長により構成されており、経営に関する重要事項の討議のほか、当社運営に関する全社的・統括的なリスク管理の報告及び対応策の場として、毎月2回開催されております。

f. 執行役員

2019年6月27日開催の取締役会で執行役員制度への移行を決議し、取締役は経営の迅速化、取締役会の監督機能の強化等、経営機能の発揮に努め、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、業務を遂行する体制に移行しました。

g. 指名諮問委員会、報酬諮問委員会

2019年6月27日開催の取締役会で、取締役の役位・評価・報酬について、外部コンサルタント会社からの総合的な助言に基づき役員制度マニュアルを定めました。この役員制度マニュアルを基に、2020年2月15日開催の取締役会で取締役会の諮問機関として社外取締役を過半数とする任意の指名諮問委員会、任意の報酬諮問委員会の設置を決議しました。

任意の指名／報酬諮問委員には、社外取締役2名と代表取締役社長の3名が就任し、各委員会の委員長は社外取締役から選定することとしました。また、取締役で常勤監査等委員1名が議決権のないオブザーバーとして参加することとしております。これにより、社外の視点による適正な評価に基づく取締役及び執行役員の選任の答申、ならびに業務執行に対する公正な評価を踏まえた報酬額の答申を行っております。

h. 外部専門家

当社は、法律その他の専門的な判断を必要とする事項につき、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士に相談し、必要に応じて適切な助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、取締役会及び監査等委員会を設置しております。理由は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、株主の方々の十分な議案の検討時間が確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方々にご出席いただけるよう、他社の集中日を避けて定時株主総会を設定できるよう、努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上のIR専用サイトにおいて公表することを予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を定期的を開催することを予定しております。	未定
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	代表取締役によるアナリスト・機関投資家向けの説明会を第2四半期決算及び年度決算終了後に開催及び定期的アナリスト・機関投資家との個別ミーティングを実施していく予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項と考えております。	未定
IR資料をホームページ	当社ウェブサイト上のIR専用サイトにおいて決算情報、適	

ページ掲載	時開示情報等を掲載する予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理統括本部経営企画部経営企画課が担当部署となっております。
その他	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、株主・投資家をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが事業成長において重要と考え、「適時開示規程」や「インサイダー取引防止規程」に基づき、株主や投資家の皆様の視点から、迅速・正確な会社情報の開示を行ってまいります。</p> <p>また、当社におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的として、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンスの徹底に努めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、SDGs 取組宣言をしており、社内で推進委員会を設け、SDGs の考えに則った事業活動を継続的に行っています。滋賀県内の高校にノート PC やウォータークーラーを寄贈、また同県内の図書館、小学校などに環境啓発絵本を寄贈するなど地域社会の貢献に努めています。</p> <p>バルブ製造販売事業では、船舶排ガス用バルブやパラスト水処理装置用バルブを製造販売しており、環境保全や生態系保護にも尽力しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針として IR 活動を実施いたします。金融商品取引法ならびに東京証券取引所が定める適時開示規則を遵守し、適時・適切な情報開示に努めるほか、適時開示規則に該当しない情報についても、積極的な情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。</p>
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。</p> <p>① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>

ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、必要な諸規程を定め、子会社にも必要な規程については適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程の制定や改廃を行う。

イ. 業務執行取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。

ウ. 代表取締役社長を委員長とする人権・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発・推進活動及びコンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努める。

エ. 各業務執行部門から独立した内部監査担当部署を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、代表取締役社長、監査等委員会にその結果を報告する。

オ. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社の取締役及び使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。

カ. 反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署は、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応する。

② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他「職務権限規程」「稟議規程」に基づき決裁された重要な文書については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧権限者が必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、各主管部門が管理・保管する。

イ. 「情報セキュリティーポリシー」「情報システム開発規程」「情報システム運用規程」「情報システム管理規程」「特定個人情報取扱規程」「特定個人情報取扱基本方針」を整備し、重要情報の取扱いの安全性を確保する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築、運用する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 「職務権限規程」「稟議規程」によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。

イ. 執行役員制度を採用し、取締役は経営の迅速化、取締役会の監督機能の強化等、経営機能の発揮に努め、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、業務を遂行する。

ウ. 取締役会の諮問機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置し、指名諮問委員会、報酬諮問委員会は、取締役等の指名及び報酬等について審議し、その結果を取締役に答申する。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、子会社の取締役及び使用人より、当該子会社における職務執行状況及び業務の状況について定期的に報告を受ける。

イ. 当社子会社管理

「関係会社管理規程」を制定し、当社国際統括部を当社子会社管理の主管部門として、関係部署と協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。

(1) 当社子会社の経営状況の把握

(2) 当社子会社における内部統制システムの整備・運用

(3) 当社子会社の重要なリスクの把握

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、会社法関連規則の他、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性を確保する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」という。）を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から監査補助者を任命する。

イ. 監査補助者の監査等委員会の職務に係る業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査補助者としての任命・異動・評価等、その人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。

ウ. 監査補助者が、監査等委員会の職務に関して監査等委員会より受けた指揮命令が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人からの指揮命令と競合する場合には、監査等委員会の指揮命令を優先する。

⑧ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告をするための体制、並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社又は子会社の業務執行状況について報告する。

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

⑨ 前項の報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程等に定める。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査等委員会の職務執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表取締役社長と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。

イ. 監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

ウ. 当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除規程」に定め、すべての取締役及び監査等委員ならびに使用人に周知徹底しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

具体的な対応については「反社会的勢力対応マニュアル」に定め、同マニュアルに基づき、取引先、役員、株主等についてインターネット検索の実施やビジネスデータベース検索サービス、外部機関を利用し、調査・確認を行っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

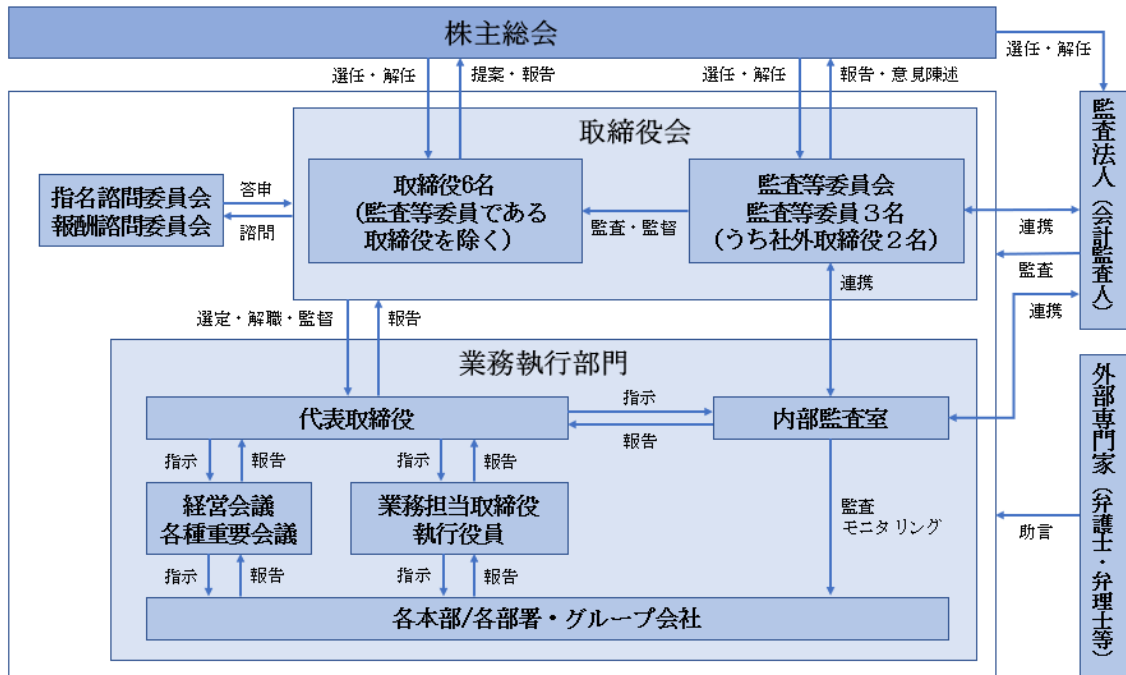
該当項目に関する補足説明

当該事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

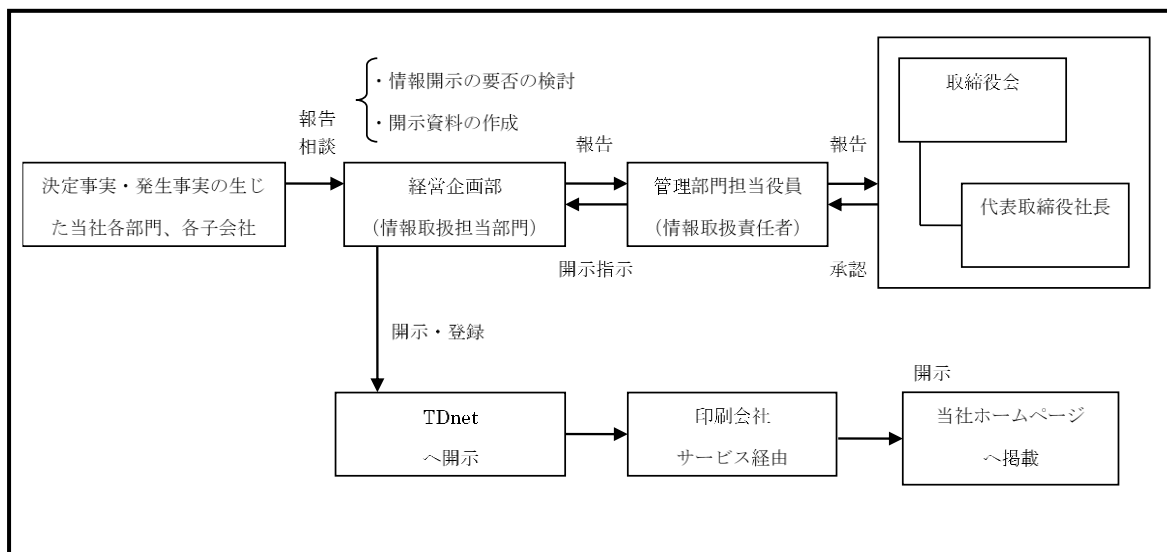
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

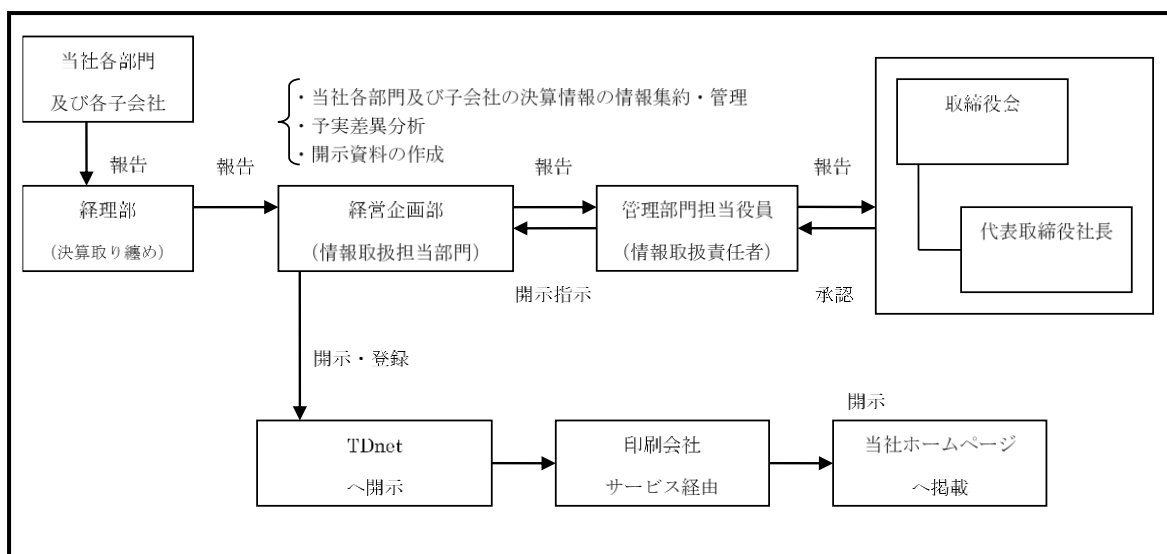


【適時開示体制の概要（模式図）】

発生事実・決定事実



決算情報



以上